

平成 30 年第 1 回定例会(3 月)議決結果

第 1 回定例会が平成 30 年 3 月 2 日から 15 日までの 14 日間の会期で開催されました。条例、新年度予算など 28 議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

勤務 1 時間当りの給与額の算出方法をこれまでの国家公務員準拠から労働基準法準拠に改めるため、計算の対象となる勤務時間から国民の祝日に関する法律による休日等の時間を減じる等、条例を改正します。

●芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

育児休業に関する人事院規則の改正により、再度の育児休業の取得ができる特別の事情の規定が改正されたことに伴い、条例を改正します。

●芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

雇用保険法の改正により失業給付が拡充されることに伴い、失業者の退職手当の規定について改正します。

また、国家公務員退職手当法が改正されたことに伴い、退職手当の調整率も改定します。

●芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法が一部改正され、平成 30 年度からは福岡県が財政運営責任主体となり、芦屋町と共に国民健康保険を行うため、条例を改正します。

●芦屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成 30 年度からは住所地特例の規定が変更されるため、条例を改正します。

●地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、項ずれ対応するため、条例を改正します。

●芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

平成 30 年度施行の地方税法改正に伴う一部改正及び平成 30 年度から保険者が芦屋町単独から芦屋町・福岡県と並列になることにより、現行の 4 税方式から資産割を除く 3 税方式に変更を行い、税率等を改定します。

●芦屋町高齢者福祉施設等整備事業者選定委員会設置条例の制定

(可決 満場一致)

高齢者福祉施設等の整備事業者を選定するため選定委員会を設置します。

●芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

芦屋町事務分掌条例の一部改正に伴い、条例を改正します。

【予 算】

●平成 29 年度芦屋町一般会計補正予算(第5号)

(可決 賛成多数)

歳入歳出それぞれ 5,000 万円の減額補正を行うものです。

歳入＝ 緑ヶ丘団地 12 棟火災保険金を新たに 2,605 万円計上したほか、町民税や地方交付税等を増額計上し、事業費確定による過疎債ハード分 5,570 万円等を減額しています。

歳出＝ 退職手当や国民健康保険特別会計の赤字補てんのための繰出金 3,000 万円、国民宿舎特別会計繰出金 2,572 万円を増額計上したほか、年度末の所要額確定による不用額を減額しています。

●平成 29 年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

(可決 賛成多数)

歳入＝ 休業に係る指定管理者納入金の減額及び前年度繰越金を減額し、これに伴う一般会計からの繰入金を増額計上しています。

歳出＝ 空調等改修工事に係る休業補償を増額計上しています。

※なお、本補正予算については、民生文教常任委員会から以下の意見が付されました。
「本案の予算執行にあたって、休業補償については、早急な交渉妥結を図るとともに、今後、協定書への明文化の実施を強く要望する。」

- 平成 29 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算(第2号)
- 平成 29 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)

(可決 賛成多数)

- 平成 29 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 平成 29 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 平成 29 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)
- 平成 29 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

年度内の所要見込額確定による最終補正です。

- 平成 30 年度芦屋町一般会計予算

(可決 賛成多数)

予算総額 81 億 1,200 万円 前年度比 1.8%増。

歳入＝ 町税が前年度比 2,000 万円減の 12 億 1,000 万円、地方交付税が前年度比 8,000 万円増の 20 億 2,000 万円を計上しています。

また、モーターボート競走事業会計からは収益事業収入として 6 億円を計上しています。

なお、財源不足に対応するため財政調整基金の繰入金を 3 億 5,000 万円計上しています。

歳出＝ 土木費では、丸の内団地整備事業費 1 億 6,000 万円やレジャープール整備事業費 4,700 万円などを計上しています。教育費では、小・中学校空調設備改修事業費 1 億 8,000 万円や総合体育館等施設整備事業費 7 億 5,000 万円、情報機器導入事業費 3,300 万円など計上しています。

この他に、防犯街灯 LED 化工事費やモーターサイレン整備工事、芦屋港活性化推進事業費、定住促進奨励金、出産祝金などを計上しています。

- 平成 30 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算

(可決 賛成多数)

予算総額 3 億 215 万円 前年度比 91.8%減

歳入＝公債費負担金、町債(医療機器分 1 億 3,200 万円)

歳出＝貸付金、負担金、公債費

●平成 30 年度芦屋町国民健康保険特別会計予算

(可決 賛成多数)

予算総額 16 億 7,326 万円 前年度比 19.9%減

歳入＝国民健康保険税、県支出金など

歳出＝保険給付費、国民健康保険事業費給付金など

●平成 30 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算

(可決 賛成多数)

予算総額 2 億 3,975 万円 前年度比 1.7%増

歳入＝後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金など

歳出＝後期高齢者医療広域連合納付金など

●平成 30 年度芦屋町国民宿舎特別会計予算

(可決 満場一致)

予算総額 1 億 3,312 万円 前年度比 55.9%減

歳入＝指定管理者からの納入金、一般会計からの繰入金など

歳出＝各種設備改修工事、施設の当初建設に係る起債償還金など

●平成 30 年度芦屋町給食センター特別会計予算

(可決 満場一致)

予算総額 1 億 3,715 万円 前年度比 1.0%増

歳入＝給食費収入、一般会計からの繰入金など

歳出＝給食事業費、給食賄材料費、人件費など

●平成 30 年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算

(可決 賛成多数)

収益的収入 979 億 88 万円 前年度比 10.0%増

収益的支出 967 億 9,273 万円 前年度比 9.9%増

資本的支出 5 億 8,753 万円 前年度比 7.4%減

収益的収入＝開催収入、場外発売受託事業収入など

収益的支出＝開催費、場外発売受託事業費など

資本的支出＝企業債償還金など

●平成 30 年度芦屋町公共下水道事業会計予算

(可決 満場一致)

収益的収入 7 億 4,180 万円 前年度比 1.8%増

収益的支出 7 億 4,161 万円 前年度比 2.4%増

資本的収入 5,066 万円 前年度比 85.1%減

資本的支出 2 億 4,769 万円 前年度比 54.1%減

収益的収入＝下水道使用料、一般会計補助金など

収益的支出＝浄化センター等の維持管理費、減価償却費、企業債支払利息、人件費など

資本的収入＝企業債、国庫補助金、一般会計補助金など

資本的支出＝下水道ストックマネジメント計画策定、雨水管渠更生工事、企業債元金償還金、人件費など

【人 事】

●副町長の選任同意

(同意 満場一致)

新たに中西新吾氏が選任されました。

氏 名 中西 新吾

生年月日 昭和32年 11月 11 日

住 所 芦屋町中ノ浜

【その他】

●地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更

(可決 賛成多数)

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、監事の職務及び任期の規定について、法に委任するよう文言等を整理します。

●町道の路線廃止及び認定

(可決 満場一致)

道路台帳の電子化に伴う起点及び終点の見直しにより、路線廃止及び路線廃止したものを再認定します。